

平成21年（行コ）第213号 公金支出差止（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都知事外4名

### 証拠説明書（甲A13～18）

平成22年9月10日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 西 島 和

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲A13	八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟に関する意見書	H21.1.7	人見剛	茨城県の八ッ場ダム事業に対する公金支出の違法性が争われた水戸地裁平成16年（行ウ）第20号事件において提出された意見書。 1日校長事件最高裁判決（最判平成4年12月15日）の射程範囲を検討したうえで、上記事件における先行行為の違法性と財務会計行為との関係が論じられている。	写し
甲A14	略歴・主要業績	同上	同上	甲A13・意見書の作成者である人見剛教授の経歴・主要業績。	写し
甲A15	最判平成20年1月18日判決			甲A13・意見書4頁で引用されている最高裁判例（宮津市土地開発公社事件）（判例時報1995号74～78頁）。	写し
甲A16	（欠番）				
甲A17	意見書	H22.8.23	田村達久	1 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づく負担金の請求権者とその債務者という「対等な」当事者関係にあるとみななければならないこと。 2 東京都水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に評価したうえで、新たな事実状態を基礎にそれに適合しうる新しい判断を絶えず行うことが不可欠であることにあること。また、その判断がなされるに当たっては、多種多様な判断要素が適切な比重をかけられたうえで総合的に比較衡量されていなければならないこと。 行政に裁量権が認められていることに伴い、個別具体事案についてその処理を行うことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体事案の事情の適正配	写し

				<p>慮・個別具体事案の適切・公正判断義務」があるから、裁判所による行政裁量の統制は、然るべく厳格、精密になされなければならないこと。</p> <p>3 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されているところ、この効率性原則は、本件で問題となっている地方公営企業たる水道事業に関する地方公共団体の行政運営を行うに当たっては、法律上、特段の配慮をすることが求められていること。</p> <p>4 ダム使用権設定申請の取下げを行うか否かの判断に係る水道局長の裁量権行使の適否の司法審査は、①判断の基礎とされた事実（状態）に関する認識が適正であるか。②①の前提として、事実（状態）に関する必要かつ十分な調査がなされているか。③①及び②を基礎とした将来予測が適正になされているか。④さらに、判断をなす上で重要な観点がすべて取り上げられているか、反対に、判断に入れるべきでない観点が入れられていないか。⑤④に指摘したすべての重要な観点（各種の利益等の考慮要素）に適正な比重が与えられた上で、比較衡量がなされているか、に着目してなされるべきであること。また、前記審査においては、行政の裁量権行使が当時において利用可能な最新の知識・知見に基づいて実施されているか否かが問われ、審査されるべきであること。</p> <p>5 原判決においては、少なくとも、①水需要予測に関する点、②計画再検討義務に関する点、③保有水源量に関する点、について判断の適正性が疑問視されること。等</p>	
甲 A 18	『水道危機の犯人』（週刊ダイヤモンド）	H21.1 2.5	株式会社ダイヤモンド社	甲 A 17・意見書10頁で引用されている雑誌記事。水道管をはじめとする各種既存インフラ施設の更新・維持のための経費が近年、水道事業経営をますます圧迫してきていること等。	写し

以上